

金融庁と国立大学法人一橋大学との間における連携・協力に関する基本協定書

金融庁（以下「甲」という。）と国立大学法人一橋大学（以下「乙」という。）は、我が国金融業の黎明期から、それぞれの前身である組織が、その発展に貢献してきた歴史を踏まえ、今後より一層両組織の連携・協力を推進させることが、将来の金融システムの安定と活力の確保、更には国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展につながるとの認識のもと、以下のとおり連携・協力に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙による、相互の知見の共有、金融・経済に関する研究・分析の推進、人材育成、知識の普及などの具体的な連携・協力により、政策立案能力の強化、及び国際水準の研究活動を通じた金融・経済に関する学術の発展、更には将来の金融システムのデザインに寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携協力して実施するものとする。

- （1） データ分析をはじめとする、金融・経済に関する研究の推進
- （2） 産官学連携プロジェクトの推進
- （3） 人材育成及び人材交流
- （4） 金融に関する知識の普及

（連携協議会）

第3条 前条の連携協力事項を具体的かつ円滑に実施するため、連携協議会を置く。

- 2 連携協議会は、連携・協力の進捗を確認するとともに、具体的な実施内容を協議する。
- 3 連携協議会の構成及び運営については、甲及び乙が協議の上、別途定める。

（データの利活用）

第4条 乙は、本協定の下で甲が提供するデータを取得してそれを利活用する場合は、法令及び甲の規定類を遵守する。

- 2 乙は、甲が提供するデータを利活用した研究成果を公表する際は、事前に甲の了承を得る。
- 3 甲及び乙は、データの利活用に関する、附属合意書を個別に締結し、その他の遵守すべき事項を定める。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から5年間とし、甲及び乙の合意により延長することができる。但し、甲及び乙は、理由の如何を問わず、本協定の有効期間内において、相手方に対する3か月前までの書面による通知により、本協定を終了することができる。

(その他)

第6条 本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、また本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲乙が協議の上、別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が署名の上、各々1通を保管する。

令和7年11月27日

甲 東京都千代田区霞が関3-2-1
中央合同庁舎7号館
金融庁
長官 伊藤 豊

乙 東京都国立市中2-1
国立大学法人一橋大学
学長 中野 聡